

青森県報

号外第三十三号

令和三年
三月三十一日
(水曜日)

目次

監査委員

○青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(事務局)：一

監 査 委 員

青森県監査委員告示第二号

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県監査委員	須 藤 光 昭
青森県監査委員	川 嶋 由 紀 子
青森県監査委員	寺 田 達 也
青森県監査委員	花 田 栄 介

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程(令和二年四月青森県監査委員告示第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の事務」を「の組織等事務」に、「組織等」を「事項」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

(第一課の分掌事務)

第三条 第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 公印の管守に関する事。

二 職員的人事、給与及び厚生に関する事。

三 文書類の收受、発送、登録、編さん及び保存に関する事。

四 物品の管理に関する事。

五 債権の管理に関する事。

六 予算の執行に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか庶務一般に関する事。

八 情報公開に関する事。

九 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百九十九

条第四項の規定に基づく定期監査に関する事。

十 法第二百三十三条第二項の規定に基づく決算審査に関する事。

十一 法第二百三十五条の二第一項の規定に基づく例月出納検査に関する事。

十二 法第二百三十五条の二第二項の規定に基づく指定金融機関等の公金の収納及び支払事務の審査に関する事。

十三 法第二百四十一条第五項の規定に基づく基金の運用状況の審査に関する事。

十四 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条の四第三項に規定する指定金融機関等の検査結果の報告に関する事。

十五 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第

三条第一項の規定に基づく健全化判断比率の審査に関する事。

十六 第二課の分掌に属しない事務に関する事。

(第二課の分掌事務)

第四条 第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 法第七十五条第一項の規定に基づく選挙人の直接請求による監査に関する事。

二 法第九十八条第二項の規定に基づく議会の要求による監査に関する事。

三 法第二百二十五条の規定に基づく議会から送付された請願の措置に関する事。

四 法第五十条第五項の規定に基づく内部統制評価報告書の審査に関する事。

五 法第九十八條の三第一項に規定する監査基準に関する事。

六 法第九十九條第二項の規定に基づく監査に関する事。

七 法第九十九條第五項の規定に基づく随時監査に関する事。

八 法第九十九條第六項の規定に基づく知事による監査に関する事。
 九 法第九十九條第七項の規定に基づく県が財政的援助を与えているもの等の監査に関する事。

十 法第二百四十二條第一項の規定に基づく住民の請求による監査に関する事。
 十一 法第二百四十三條の二第二項又は法第二百四十三條の二の二第三項及び第八項の規定に基づく職員の賠償責任に関する監査及び賠償責任免除についての意見に関する事。

十二 法第二百五十二條の三十第一項に規定する外部監査人による監査に関する事。

十三 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七條の二第一項の規定に基づく指定金融機関の公金の収納又は支払事務の監査に関する事。

十四 地方公営企業法第三十條第二項の規定に基づく決算審査に関する事。

十五 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十二條の五第三項に規定する出納取扱金融機関等の検査結果の報告に関する事。

十六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二條第一項の規定に基づく公営企業の資金不足比率の審査に関する事。

第六條第一項中「専門員」を「専門員」「技能技師」に改め、同條中第二項を削り、第三項を

第二項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第七條中「身分」を「その身分」に改め、同條に次の三項を加える。

2 職員は、職員の証の記載事項に変更があった場合には、速やかに書換えを受けなければならない。

3 職員は、職員の証又は職員き章を紛失又はき損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

4 職員が、その身分を失ったときは、職員の証及び職員き章を直ちに返還しなければならない。

第十四條の見出し中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同條中「臨時的に」を「非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員として任用されるものをいう。）及び臨時的に」に改める。

第十五條第一項中「別表第一」を「別表」に改める。

第十六條を次のように改める。

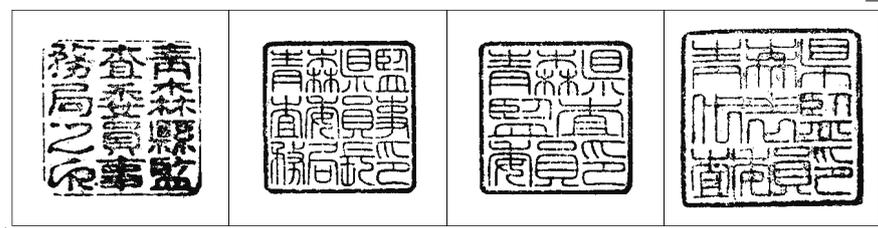
（文書記号）

第十六條 文書記号は、「青監査」とする。

別表第一中

青森県監査委員印	青森県監査委員印	青森県監査委員印
----------	----------	----------

を



に改め、同表を別表とす

る。

別表第二を削る。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式(第七条関係)

表 面



職 員 の 証

裏 面

写 真 添 付 第 号

氏 名 年 月 日 生

上記の者は、青森県監
査委員事務局職員である
ことを証明する。

交付年月日 年 月 日

青森県代表監査委員 印

注一 用紙の大きさは、縦八・五センチメートル横六センチメートルとする。
二 表面には県章を表し、緑色とする。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円